

技術者等兼務表

当該工事		別工事		専任を要しない工事 (請負金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満))		専任を要する工事 (請負金額4,500万円以上 (建築一式は9,000万円以上))	
		現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任(監理)技術者		
専任を要しない工事 (請負金額4,500万円未満 (建築一式は9,000万円未満))	現場代理人	可 (条件2)	可 (条件1・2)	条件2を満たす場合のみ可	×		
	主任技術者	可 (条件1・2)	可 (条件1)	×	条件3を満たす場合のみ可		
専任を要する工事 (請負金額4,500万円以上 (建築一式は9,000万円以上))	現場代理人	条件2を満たす場合のみ可	×	条件2を満たす場合のみ可	条件2・3を満たす場合のみ可		
	主任(監理)技術者	×	条件3を満たす場合のみ可	条件2・3を満たす場合のみ可	条件3or4を満たす場合のみ可		

条件1：請負金額4,500万円（建築一式は8,000万円）未満の工事は、合計請負金額が4,500万円（建築一式は8,000万円）未満であれば3件まで兼任可

※建設工事と技術者の配置について「第1建設業法で必要とする技術者等3工事現場ごとに専任すべき監理技術者等(6)複数の工事を同一の者が兼任できる場合ア」

条件2：現場代理人の常駐義務の緩和

※建設工事と技術者の配置について「第1建設業法で必要とする技術者等4現場代理人(4)現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合」

条件3：契約工期の重複する複数の請負工事、またはそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性がある場合、兼任可

※建設工事と技術者の配置について「第1建設業法で必要とする技術者等3工事現場ごとに専任すべき監理技術者等(6)複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合イ」

条件4：ICT活用（専任特例1号）及び監理技術者補佐の配置（専任特例2号）による複数の専任工事の兼任

※建設工事と技術者の配置について「第1建設業法で必要とする技術者等3工事現場ごとに専任すべき監理技術者等(2)ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）及び(3)監理技術補佐の配置による複数の専任工事の兼任（専任特例2号）」

【参考】

(1) 非専任の主任技術者の複数工事の兼務について

(A氏が複数工事の主任技術者を兼務する場合)

	現場代理人	主任技術者	判定
1 工事	A 氏	A 氏	○
2 工事	A 氏	A 氏	○
3 工事	B 氏	A 氏	○

※現場代理人の兼務は2件まで。主任技術者の兼務は3件まで。

(2) 監理技術者の複数工事の兼務について

(A氏が複数工事の監理技術者を兼務する場合)

	現場代理人	監理技術者補佐	監理技術者	判定
1 工事	A 氏	B 氏	A 氏	○
2 工事	A 氏	C 氏	A 氏	○

※現場代理人の兼務は2件まで。監理技術者の兼務は2件まで。

監理技術者補佐の兼務は不可。